

外国送金取引を行うお客さまへ

平素より筑邦銀行をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、外国為替取引においては、マネー・ローンダリング（資金洗浄）およびテロ資金供与防止に向け、国際的に規制が強化されております。このような状況を踏まえ、弊行では外国送金取引につきまして、下記の通り対応いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、お取引の内容によっては、弊行の判断により、外国への送金や外国からの送金の受取をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承くださいませますようお願いいたします。

記

1. 当日お取扱いの外国仕向送金の受付時限を **12時まで**といたします。
2. 弊行とお取引がないお客さまとの外国送金取引及び現金（お取引直前の一定期間内に口座へ現金入金されたお取引を含みます）を原資とする外国送金につきましては、お取り扱いいたしません。
3. ご本人さまより振込入金された資金を原資とする外国送金につきましては、他行預金通帳の写し、給与等収入の証明資料、借用書など送金原資の確認ができる資料のご提示をお願いいたします。
4. 契約書、請求書、送金指示の電子メールなど、送金目的が確認できる資料のご提示をお願いいたします。

ご送金目的	ご提示をお願いする資料の一例
貿易取引	インボイス（請求書）、輸入許可通知書、原産地証明書、船荷証券等 ※合わせて商品名、原産地、船積地等を確認させていただきます。
生活費	ご依頼人とお受取人の関係性を確認できる資料等
学費・留学費用	授業料の請求書や入学・在学の状況を確認できる資料等
宿泊費・渡航費	ホテルの請求書や予約内容を確認できる書類等
投資	投資を行うにあたっての契約書等
不動産購入資金	売買契約書等
その他	ご送金目的と金額の妥当性が確認できる資料

（注）送金内容により上記に加えて資料のご提示をお願いする場合がございます。

※次の商品の輸入につきましては、輸入許可通知書・原産地証明書等公的証明書のご提出をお願いいたします。

うに、あさり、さるとりいばらの葉、まつたけ、うにの調製品、赤貝、なまこ、しじみ、はまぐり、あわび、たこ、けがに、ずわいがに、えび、ひらめ、かれい

5. 中国向けの外国送金取引につきましては受取銀行住所および受取人住所（都市名・省名）のご記入をお願いいたします。なお、受取人や受取銀行が中国東北3省（遼寧省・吉林省・黒龍江省）に所在している場合、受取人との関係、受取人または受取人の実質的支配者が北朝鮮と関係しないこと等の確認をさせていただきます。また、送金先や送金目的によっては、確認資料のご提出をお願いする場合がございます。
6. ご確認資料のご提示にご協力いただけない場合や、ご提示いただいた資料の内容によっては、お手続きにお時間がかかる場合がございます。また、弊行の判断で外国送金取引をお断りする場合がございます。

お取扱い変更日

2019年9月24日（火）受付分より

以上

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止については、金融庁ホームページをご参照下さい。

(URL : <https://www.fsa.go.jp/news/30/20180427/20180427.html>)